

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の一日も早い解決の
決断を国に求める意見書

5月19日、大阪地方裁判所は大阪・泉南アスベスト被害について、国の規制権限不行使の責任を明確に認める判決を下した。

原告らは判決直後から、病苦を押して上京し、国に対して、控訴を断念し一日も早く解決するよう連日の要請行動を行った。

主務官庁である厚生労働大臣や環境大臣は、原告らの要請を受け止め、控訴断念の意向を表明したが、最終的に国は、原告らの期待と信頼を裏切り、「判断する時間が足りない」などとして控訴を行った。

原告らの病気の重篤化と高齢化は、泉南アスベスト国賠の早期解決を強く求めている。「生きているうちに解決を」は、原告らの当然の、そして譲ることができない切実な願いである。

今秋11月からは控訴審の審理も始まる。国がいたずらに解決を遅らせることなく、早期に解決を決断することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月5日

大阪府三島郡島本町議会